

平成31年4月19日 公告

大阪市健康局保健所分室環境衛生監視課間仕切り壁改修工事

電子入札案件情報において、登録種目を記載すべきところを希望種目を記載していました。
その他入札説明書等の別表の一部に、記載誤り及び様式添付誤りがありました。下記正誤表をご確認ください。

	訂正箇所	誤	正
1	大阪市電子調達システム 電子入札案件情報 登録種目	希望種目 02A 建築工事	020: 建築一式工事
2	別表2 2(1)(2)(3) (無効等とする時点の取扱い)	落札候補者となった	審査順位が公開された
3	別表2 2(2) (無効等とする時点の取扱い)	①希望種目 ②地域要件…	①登録種目 ②希望種目 ③地域要件…
4	別表2 7 (落札決定の取扱い)	原則として落札候補者となった日の翌日から起算して3日後	原則として審査順位が公開された日の翌日から起算して5日後
5	配置予定技術者調書 (記入例共)	旧様式	新様式
6	社会保険に関する誓約書 (記入例共)	旧様式	新様式
7	誓約書 (市税完納) (記入例共)	旧様式	新様式
8	大阪市税に関する調査に対する承諾書 (記入例共)	旧様式	新様式

(別表2)

入札参加資格の審査等の取扱いについて

事後審査型制限付一般競争入札により執行する案件においては、以下のとおり取扱うものとする。ただし、談合情報等により、開札の結果を非公開とし落札決定を保留した案件又は落札決定までに急を要する案件についてはこの限りでない。

(随意契約に移行する場合の取扱い)

- 1 再度入札の結果、落札候補者がなく、地方自治法施行令第167条の2の第1項第8号に定める随意契約に移行する場合にあつては、その随意契約の相手方となることを承諾した時点で落札候補者と同様の取扱いとする。

(無効等とする時点の取扱い)

- 2 無効等とする時点については、原則として以下の手順にて行う。
- (1) 落札候補者となった当日に無効とする審査対象項目
- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する場合
 - ② 建設業法第28条第3項もしくは同条第5項の規定による営業停止処分(大阪市において当該案件に応じた建設工事業の営業ができない者に限る。)
 - ③ 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置
 - ④ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置
 - ⑤ 工事費内訳書
- (2) 落札候補者となった日の翌日から起算して2日後(本市における執務の休日を除く)に無効とする審査対象項目
- ① 希望種目
 - ② 地域要件
 - ③ 資格審査資料を提出期限までに提出しなかった場合
 - ④ 建設業許可
 - ⑤ 経営事項審査
 - ⑥ 社会保険
 - ⑦ 配置予定技術者
 - ⑧ 共通事項3に定める関係会社の参加の有無
 - ⑨ 消費税及び地方消費税の未納
 - ⑩ 入札書提出日以降、契約を履行できない事情が発生した場合
- (3) 落札候補者となった日の翌日から起算して3日後(本市における執務の休日を除く)に無効とする審査対象項目
- (1)及び(2)以外の審査対象項目

(無効等となった場合の取扱い)

(別表2)

入札参加資格の審査等の取扱いについて

事後審査型制限付一般競争入札により執行する案件においては、以下のとおり取扱うものとする。ただし、談合情報等により、開札の結果を非公開とし落札決定を保留した案件又は落札決定までに急を要する案件についてはこの限りでない。

(随意契約に移行する場合の取扱い)

- 1 再度入札の結果、落札候補者がなく、地方自治法施行令第167条の2の第1項第8号に定める随意契約に移行する場合にあつては、その随意契約の相手方となることを承諾した時点で落札候補者と同様の取扱いとする。

(無効等とする時点の取扱い)

- 2 無効等とする時点については、原則として以下の手順にて行う。
- (1) 審査順位が公開された当日に無効とする審査対象項目
- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する場合
 - ② 建設業法第28条第3項もしくは同条第5項の規定による営業停止処分(大阪市において当該案件に応じた建設工事業の営業ができない者に限る。)
 - ③ 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置
 - ④ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置
 - ⑤ 工事費内訳書
- (2) 審査順位が公開された日の翌日から起算して2日後(本市における執務の休日を除く)に無効とする審査対象項目
- ① 登録種目
 - ② 希望種目
 - ③ 地域要件
 - ④ 資格審査資料を提出期限までに提出しなかった場合
 - ⑤ 建設業許可
 - ⑥ 経営事項審査
 - ⑦ 社会保険
 - ⑧ 配置予定技術者
 - ⑨ 共通事項3に定める関係会社の参加の有無
 - ⑩ 消費税及び地方消費税の未納
 - ⑪ 入札書提出日以降、契約を履行できない事情が発生した場合
- (3) 審査順位が公開された日の翌日から起算して3日後(本市における執務の休日を除く)に無効とする審査対象項目
- (1)及び(2)以外の審査対象項目

- 3 落札候補者が、2により無効等となった場合は、それぞれの時点において落札候補者の次順位の者を新たに落札候補者とする。この場合において落札候補者となる者がいないときは、当該入札を取り止める。

(資格審査資料の取扱いの特例)

- 4 落札候補者が、2-(1)のいずれかの入札参加資格を有しない者として無効となる場合は、資格審査資料の提出は要しないこととする。
- 5 落札候補者が、2-(2)-⑩の契約を履行できないやむを得ない事情が生じた旨を理由書(落札候補者用)により、資格審査資料の提出期限までに提出し、大阪市がやむを得ないと認めた場合は、入札を無効とし資格審査資料の提出は要しないこととする。

(無効等とする公表の取扱い)

- 6 無効等に該当する者がある場合は、電子調達システムの「入札情報サービス」>「工事メニュー」>「電子入札結果情報(工事)」で公表する。

(落札決定の取扱い)

- 7 落札決定予定日については、公告本文に明示する。
また、落札決定までの日数については、原則として落札候補者となった日の翌日から起算して3日後(本市における執務の休日を除く)とする。

(日程等の特例)

- 8 上記に示す日程等については、年度末時期や年末年始等、諸般の状況を考慮する場合がある。

(無効等となった場合の取扱い)

- 3 落札候補者が、2により無効等となった場合は、それぞれの時点において落札候補者の次順位の者を新たに落札候補者とする。この場合において落札候補者となる者がいないときは、当該入札を取り止める。

(資格審査資料の取扱いの特例)

- 4 落札候補者が、2-(1)のいずれかの入札参加資格を有しない者として無効となる場合は、資格審査資料の提出は要しないこととする。
- 5 落札候補者が、2-(2)-⑩の契約を履行できないやむを得ない事情が生じた旨を理由書(落札候補者用)により、資格審査資料の提出期限までに提出し、大阪市がやむを得ないと認めた場合は、入札を無効とし資格審査資料の提出は要しないこととする。

(無効等とする公表の取扱い)

- 6 無効等に該当する者がある場合は、電子調達システムの「入札情報サービス」>「工事メニュー」>「電子入札結果情報(工事)」で公表する。

(落札決定の取扱い)

- 7 落札決定予定日については、公告本文に明示する。
また、落札決定までの日数については、原則として審査順位が公開された日の翌日から起算して5日後(本市における執務の休日を除く)とする。

(日程等の特例)

- 8 上記に示す日程等については、年度末時期や年末年始等、諸般の状況を考慮する場合がある。

配置予定技術者調書

商号又は名称

Table with 2 columns: 工事名称, 商号又は名称

当該工事に配置予定の技術者は、下表のとおりです。

Main form for technical staff configuration, including fields for name, birth date, qualifications, and experience.

Table for management and specialized staff names: 経營業務の管理責任者の氏名, 営業所における専任の技術者の氏名

※1 建設業許可の申請・変更等の届出の時に提出している「経營業務の管理責任者証明書（様式第7号）」及び「専任技術者証明書（様式第8号（1）又は（2）」の副本の写しを添付すること。

※2 当該工事に求められる資格及びその登録番号を記載し、これを証するものの写しを添付すること。また、監理技術者の配置を要する場合は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

Table with 3 columns: (例) 〇技術検定合格証明書(写), 〇監理技術者資格者証(写)(表・裏), 〇監理技術者講習修了証(写)

※3 当該工事の請負代金額（消費税及び地方消費税を含む。）が2,500万円以上（建築一式工事 5,000万円以上）の場合は、申請日（一般競争入札（制限付一般競争入札を含む。）及び公募型指名競争入札に付す場合にあっては入札公告又は公示文に定める日。指名競争入札に付す場合にあっては入札の執行日。以下同じ。）現在で常勤の自社社員であり、かつ3ヶ月以上の恒常的な雇用関係を有する者であることを証するものの写しを添付すること。

Table with 3 columns: (例) 〇標準報酬決定通知書(写), 〇雇用保険における被保険者証(写), 〇市町村発行特別徴収税額通知書(写) (特別徴収義務者用)

* 当該技術者が後期高齢者医療被保険者の場合においては、大阪府の建設業許可申請時における常勤性確認書類を参考として、技術者の雇用関係が客観的に証明できる資料により確認を行うものとする。

※ 裏面の注意事項を必ず御一読ください。

配置予定技術者調書

商号又は名称

Table with 2 columns: 工事名称, 商号又は名称

当該工事に配置予定の技術者は、下表のとおりです。

Main form for technical staff configuration, including fields for name, birth date, qualifications, and experience.

Table for management and specialized staff names: 経營業務の管理責任者の氏名, 営業所における専任の技術者の氏名

※1 建設業許可の申請・変更等の届出の時に提出している「経營業務の管理責任者証明書（様式第7号）」及び「専任技術者証明書（様式第8号（1）又は（2）」もしくは「専任技術者一覧表（様式第1号別紙4）」の副本の写しを添付すること。

※2 当該工事に求められる資格及びその登録番号を記載し、これを証するものの写しを添付すること。また、監理技術者の配置を要する場合は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習を修了したことを証明するものを有する者であること。

Table with 3 columns: (例) 〇技術検定合格証明書(写), 〇監理技術者資格者証(写)(表・裏), 〇監理技術者講習修了証(写)

※3 当該工事の請負代金額（消費税及び地方消費税を含む。）が3,500万円以上（建築一式工事 7,000万円以上）の場合は、申請日（一般競争入札（制限付一般競争入札を含む。）及び公募型指名競争入札に付す場合にあっては入札公告又は公示文に定める日。指名競争入札に付す場合にあっては入札の執行日。以下同じ。）現在で常勤の自社社員であり、かつ3ヶ月以上の恒常的な雇用関係を有する者であることを証するものの写しを添付すること。

Table with 3 columns: (例) 〇標準報酬決定通知書(写), 〇雇用保険における被保険者証(写), 〇市町村発行特別徴収税額通知書(写) (特別徴収義務者用)

* 当該技術者が後期高齢者医療被保険者の場合においては、大阪府の建設業許可申請時における常勤性確認書類を参考として、技術者の雇用関係が客観的に証明できる資料により確認を行うものとする。

※ 裏面の注意事項を必ず御一読ください。

配置予定技術者調書提出に関する注意事項

- ① 請負代金額が2,500万円以上（建築一式工事は5,000万円以上）となる場合は、他工事に従事している者、経営業務の管理責任者及び営業所の専任技術者は、当該工事の専任の技術者として配置できない。
ただし、専任の技術者であっても、工場製作のみで現場が稼動していない期間は専任を要しないものとする。（この場合においては、公告本文の入札参加資格の配置予定技術者欄に「工場製作のみで現場が稼動していない期間は、当該技術者の専任での配置を要しない。」と記載する。）
- ② 専任で配置予定の当該技術者は、落札決定日現在で、他の工事に従事していないこと。（上記1のただし書きをのぞく）
※ 一般競争入札（制限付一般競争入札を含む。）及び公募型指名競争入札に付す場合にあつて、申請日現在で配置予定技術者が特定できない場合は、複数の候補者で申請しても差し支えないものとする。ただしその場合は、全ての候補者について大阪市の求める条件を満たしていることとし、落札決定日までに配置予定技術者を特定しなければならない。
- ③ 落札後において、実際に配置する技術者の変更は認めない。
ただし、以下に掲げる条件に該当し、やむを得ず変更せざるを得ないと大阪市の認める場合はこの限りではない。なお、この場合は当初予定していた配置予定技術者に係る全ての条件（直接的かつ恒常的な雇用関係については、当該工事の工期が6月を超える場合に限り、変更の申請日以前に3ヶ月以上の恒常的な雇用関係にあることをもって条件を満たすものと認める。）を満たし、かつ当初予定していた配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。
- (1) 病気等により監理（又は主任）技術者としての職務の遂行ができないと判断された場合
 - (2) 当該監理（又は主任）技術者が死亡した場合
 - (3) 当該監理（又は主任）技術者が退職した場合
 - (4) 当該監理（又は主任）技術者が真にやむを得ない理由により転勤となる場合
 - (5) 発注者の責により工期延期となる場合
 - (6) 工期が2年以上の長期に渡る工事で1年以上の期間連続して監理（又は主任）技術者として従事した場合
 - (7) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であつて、工場から現地へ工事の現場が移行する場合

配置予定技術者調書提出に関する注意事項

- 1 余裕期間制度活用工事である場合は、着工日の前日までは、技術者の配置は要しない。（この場合においては、公告本文の入札参加資格の配置予定技術者欄に「契約締結日から着工日の前日までの余裕期間は、当該技術者の配置を要しない。」と記載する。）
- 2 請負代金額が3,500万円以上（建築一式工事は7,000万円以上）となる場合は、他工事に従事している者、経営業務の管理責任者及び営業所の専任技術者は、当該工事の専任の技術者として配置できない。
ただし、専任の技術者であっても、工場製作のみで現場が稼動していない期間は専任を要しないものとする。（この場合においては、公告本文の入札参加資格の配置予定技術者欄に「工場製作のみで現場が稼動していない期間は、当該技術者の専任での配置を要しない。」と記載する。）
- 3 一般競争入札（制限付一般競争入札を含む。）及び公募型指名競争入札に付す場合にあつて、申請日現在（制限付一般競争入札の場合は資格審査資料提出日）で配置予定技術者が特定できない場合は、複数の候補者で申請しても差し支えないものとする。
ただし、その場合は、全ての候補者について大阪市の求める条件を満たしていることとし、落札決定日（次の各号に該当する場合を除く）までに配置する技術者を特定しなければならない。
 - (1) 余裕期間制度活用工事である場合は、着工日の前日まで
 - (2) 議会の議決を要する工事である場合は、本契約締結日の前日まで
- 4 専任で配置予定の当該技術者は、落札決定日現在で、他の工事に配置していないこと。（上記2のただし書き及び次の各号に該当する場合を除く）
 - (1) 余裕期間制度活用工事である場合で、上記3の特定日現在で他の工事に従事している場合は、着工日前日までに他の工事の配置を終えていること（なお、配置予定技術者の申請日時点で着工日前日までに完了することが明確である工事に限る）
 - (2) 議会の議決を要する工事である場合で、上記3の特定日現在で他の工事に従事している場合は、本契約締結日前日までに他の工事の配置を終えていること（なお、配置予定技術者の申請日時点で本契約締結日前日までに完了することが明確である工事に限る）
 - (3) 上記2のただし書きの場合は、現場が稼動する期間の前日までに他の工事の配置を終えること
- 5 原則として特定した配置技術者の変更は認めない。
ただし、下請契約の請負代金の額が変更になり、主任技術者から監理技術者へ変更しなければならない場合や、以下に掲げる条件に該当し、やむを得ず変更せざるを得ないと大阪市の認める場合はこの限りではない。なお、この場合は当初配置技術者に係る全ての条件（直接的かつ恒常的な雇用関係については、当該工事の工期が6月を超える場合に限り、変更の申請日以前に3か月以上の恒常的な雇用関係にあることをもって条件を満たすものと認める。）を満たし、かつ当初配置技術者と同等以上の者を配置しなければならない。
 - (1) 病気等により監理（又は主任）技術者としての職務の遂行ができないと判断された場合
 - (2) 当該監理（又は主任）技術者が死亡した場合
 - (3) 当該監理（又は主任）技術者が退職した場合
 - (4) 当該監理（又は主任）技術者が真にやむを得ない理由により転勤となる場合
 - (5) 工期が2年以上の長期に渡る工事で1年以上の期間連続して監理（又は主任）技術者として従事した場合
 - (6) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であつて、工場から現地へ工事の現場が移行する場合
 - (7) 受注者の責によらない理由により工事中止または工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合
- 6 上記5ただし書きを除き、配置予定技術者調書に記載されている者を当該工事に配置することができない場合、大阪市の、契約を締結しない又は契約を解除できるものとする。

社会保険に関する誓約書

平成 年 月 日

大阪市契約担当者 様

主たる営業所
(又は支店等)
の所在地 _____

商号又は名称 _____

代 表 者
(又は受任者)
役職・氏名 _____ 使用印

私は、大阪市が建設工事における建設事業者の社会保険の加入促進に取り組んでいることを承知したうえで、次に掲げる事項を誓約します。

- 1 次の工事を受注するに際して、社会保険の法令で適用が除外されている保険を除き、事業主として全ての保険に適法に、私は加入しています。

工事名称	
加入している保険 (該当を☑チェックしてください。)	法令で適用が除外されている保険がある場合はその理由 (該当を☑チェックし必要事項の記入をしてください。)
<input type="checkbox"/> 雇用保険	<input type="checkbox"/> 従業員規模等による (従業員 人)
<input type="checkbox"/> 健康保険	<input type="checkbox"/> 国民健康保険組合への加入による
<input type="checkbox"/> 厚生年金保険	<input type="checkbox"/> その他 ()

- 2 受注者となったときは、社会保険の法令で適用が除外されている保険を除き、事業主として全ての保険に適法に加入していない者を、一次下請のみならず、いかなる次数の下請人とするときは、大阪市指定様式において報告します。それに基づき、社会保険担当機関に大阪市が通報することも周知します。
- 3 本誓約書の記載事項が事実と相違するときは、いかなる措置を受けても、私は異議ありません。

※本書の社会保険とは、雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金をいいます。
 ※自らが「法令で適用が除外」に該当するかどうかを確認しようとするときは、健康保険及び厚生年金保険については、日本年金機構（年金事務所）に、雇用保険については、厚生労働省（公共職業安定所）に、問い合わせてください。

社会保険等に関する誓約書

平成 年 月 日

大阪市契約担当者 様

主たる営業所
(又は支店等)
の所在地 _____

商号又は名称 _____

代 表 者
(又は受任者)
役職・氏名 _____ 使用印

私は、大阪市が建設工事における建設事業者の社会保険等の加入促進に取り組んでいることを承知したうえで、次に掲げる事項を誓約します。

- 1 次の工事を受注するに際して、社会保険等の法令で適用が除外されている保険を除き、事業主として社会保険等について、適法に加入しています。

工事名称: _____

加入している保険 (該当を☑チェックしてください。)	法令で適用が除外されている保険がある場合はその理由 (該当を☑チェックし必要事項の記入をしてください。)
<input type="checkbox"/> 雇用保険	<input type="checkbox"/> 従業員規模等による(従業員 人)
<input type="checkbox"/> 健康保険	<input type="checkbox"/> 国民健康保険組合への加入による
<input type="checkbox"/> 厚生年金保険	<input type="checkbox"/> その他()

- 2 受注者となったときは、下請負人（一次下請のみならず、全ての次数の下請人も含む。以下同じ）選定の際、社会保険等の法令で適用が除外されている保険を除き、事業主として社会保険等に適法に加入している者とし、
 なお、社会保険等に加入していない者（以下「未加入者」）をやむを得ず下請負人とするときは、施工体制台帳等提出時に大阪市指定様式において報告します。それに基づき、社会保険等担当機関に大阪市が通報することも周知します。
 さらに、未加入者が建設業許可業者の場合は、当該社会保険等への加入指導など、定められた期間内に適切な措置を取ることを誓約します。
- 3 その他、本件工事にかかる全ての下請負人が労働関係法令に違反しないよう、指導を行います。
- 4 本誓約書の記載事項が事実と相違するときは、いかなる措置を受けても、異議ありません。

※本書の社会保険等とは、雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金をいいます。
 ※自らが「法令で適用が除外」に該当するかどうかを確認しようとするときは、健康保険及び厚生年金保険については、日本年金機構（年金事務所）に、雇用保険については、厚生労働省（公共職業安定所）に、問い合わせてください。

誓約書

平成 年 月 日

大阪市契約担当者 様

主たる営業所

(又は支店等)

の所在地

商号又は名称

代表者

(又は受任者)

役職・氏名

使用印

次の事項について、誓約します。

記

・当社が納付すべき大阪市税に係る徴収金（法人市民税、市・府民税[普通徴収]、市・府民税[特別徴収]、固定資産税・都市計画税[土地・家屋]、固定資産税[償却資産]、特別土地保有税、軽自動車税、事業所税、市たばこ税、延滞金）を※注）完納していること

・上記事実と相違する場合、当該工事にかかる認定を取り消されても、異議のないこと

※注）証券受託及び分納については、完納とみなしません。

誓約書

平成 年 月 日

大阪市契約担当者 様

主たる営業所

(又は支店等)

の所在地

商号又は名称

代表者

(又は受任者)

役職・氏名

使用印

次の事項について、誓約します。

記

・当社が納付すべき大阪市税に係る徴収金（法人市民税、市・府民税[普通徴収]、市・府民税[特別徴収]、固定資産税・都市計画税[土地・家屋]、固定資産税[償却資産]、特別土地保有税、軽自動車税、事業所税、市たばこ税、入湯税、延滞金、重加算金、不申告加算金、過少申告加算金、滞納処分費）を完納[※]していること

・上記事実と相違する場合、当該工事にかかる認定を取り消されても、異議のないこと

注）証券受託及び分納については、完納とみなしません。

・延滞金について、地方税法及び大阪州市税条例の規定により計算した金額がかかりますので、納期限後に納付されている場合等は十分ご確認ください。

なお、納税証明書では延滞金の未納の有無は確認できませんのでご注意ください。

大阪市税に関する調査に対する承諾書

大阪市税に関する調査に対する承諾書

平成 年 月 日

平成 年 月 日

大阪市契約担当者 様

大阪市契約担当者 様

主たる営業所
(又は支店等)
の所在地

(登記上の本店)

商号又は名称

代 表 者
(又は受任者)

役 職 ・ 氏 名 使用印

(担当者名:)
(連絡先電話番号:)

誓約書内容の確認のため、次のことを承諾します。

記

・入札書提出開始日の属する月の前々々月末日時点において納期が到来している大阪市税に係る徴収金（法人市民税、市・府民税[普通徴収]、市・府民税[特別徴収]、固定資産税・都市計画税[土地・家屋]、固定資産税[償却資産]、特別土地保有税、軽自動車税、事業所税、市たばこ税、延滞金）の納付又は納入状況及び申告状況を、大阪市が調査し、その調査結果を、

_____の審査、
契約事務及び確認に利用すること

主たる営業所
(又は支店等)
の 所 在 地

(登記上の本店)

商号又は名称

代 表 者
(又は受任者)

役 職 ・ 氏 名 使用印

(担当者名:)
(連絡先電話番号:)

誓約書内容の確認のため、次のことを承諾します。

記

・入札書提出開始日の属する月の前々々月末日時点において納期が到来している大阪市税に係る徴収金（法人市民税、市・府民税[普通徴収]、市・府民税[特別徴収]、固定資産税・都市計画税[土地・家屋]、固定資産税[償却資産]、特別土地保有税、軽自動車税、事業所税、市たばこ税、入湯税、延滞金、重加算金、不申告加算金、過少申告加算金、滞納処分費）の納付又は納入状況及び申告状況を、大阪市が調査し、その調査結果を、

_____の審査、
契約事務及び確認に利用すること

配置予定技術者調書

商号又は名称 ○○株式会社

工事名称	○○○○改修工事
------	----------

当該工事に配置予定の技術者は、下表のとおりです。

ふりがな	○○ ○○	生年	○平 ○年 ○月 ○日 生
技術者氏名	○○ ○○	月日	○平 ○年 ○月 ○日 生
予定従事役職	法令による資格・免許等 (当該工事に求められる資格を記載すること)		
<input type="checkbox"/> 監理技術者	監理技術者資格者証 【交付番号: 】	監理技術者講習受講日	平成 年 月 日修了
<input checked="" type="checkbox"/> 主任技術者	国家資格等の名称 <input type="checkbox"/> 1・2 級土木施工管理技士 【資格番号: 】 <input type="checkbox"/> 1・2 級建築施工管理技士 【資格番号: 】 <input type="checkbox"/> 1・2 級電気工事施工管理技士 【資格番号: 】 <input type="checkbox"/> 1・2 級管工事施工管理技士 【資格番号: 】 <input type="checkbox"/> その他 ()		
該当する項目にチェックをしてください。	<input checked="" type="checkbox"/> ③・5・10 年以上の実務経験 (建設業法第7条2号 (イ) 該当) ※実務経験による主任技術者を配置する場合は、別紙の「主任技術者経歴書」を提出すること		

経営業務の管理責任者の氏名 (建設業法第7条)	△△ △△
営業所における専任の技術者の氏名 (建設業法第15条)	□□ □□

※1 建設業許可の申請・変更等の届出の時に提出している「経営業務の管理責任者証明書 (様式第7号)」及び「専任技術者証明書 (様式第8号 (1) 又は (2))」の副本の写しを添付すること。

※2 当該工事に求められる資格及びその登録番号を記載し、これを証するものの写しを添付すること。また、監理技術者の配置を要する場合は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

(例)	<input type="checkbox"/> 技術検定合格証明書 (写)	<input type="checkbox"/> 監理技術者資格者証 (写) (表・裏)	<input type="checkbox"/> 監理技術者講習修了証 (写)
-----	--	--	---

※3 当該工事の請負代金額 (消費税及び地方消費税を含む。) が 2,500 万円以上 (建築一式工事 5,000 万円以上) の場合は、申請日 (一般競争入札 (制限付一般競争入札を含む。)) 及び公募型指名競争入札に付す場合にあっては入札公告又は公示文に定める日。指名競争入札に付す場合にあっては入札の執行日。以下同じ。) 現在で常勤の自社社員であり、かつ3ヶ月以上の恒常的な雇用関係を有する者であることを証するものの写しを添付すること。

(例)	<input type="checkbox"/> 標準報酬決定通知書 (写)	<input type="checkbox"/> 雇用保険における被保険者証 (写)	<input type="checkbox"/> 市町村発行特別徴収税額通知書 (写) (特別徴収義務者用)
	<input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 (写) (所属会社が判るもの)	<input type="checkbox"/> 雇用保険における被保険者通知書 (写) (事業主通知用)	<input type="checkbox"/> その他公的書類で雇用が確認できる書類 (写)

* 当該技術者が後期高齢者医療被保険者の場合においては、大阪府の建設業許可申請時における常勤性確認書類を参考として、技術者の雇用関係が客観的に証明できる資料により確認を行うものとする。

※ 裏面の注意事項を必ず御一読ください。

配置予定技術者調書

商号又は名称 ○○株式会社

工事名称	○○○○設備工事
------	----------

当該工事に配置予定の技術者は、下表のとおりです。

ふりがな	○○ ○○	生年	○平 ○年 ○月 ○日 生
技術者氏名	○○ ○○	月日	○平 ○年 ○月 ○日 生
現在配置中工事	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (当該工事に専任配置の場合は、裏面に定める日までに配置を終えていること)		
予定従事役職	法令による資格・免許等 (当該工事に求められる資格を記載すること)		
<input type="checkbox"/> 監理技術者	監理技術者資格者証 【交付番号: 】	監理技術者講習受講日	平成 年 月 日修了
<input checked="" type="checkbox"/> 主任技術者	国家資格等の名称 <input type="checkbox"/> 1・2 級土木施工管理技士 【資格番号: 】 <input type="checkbox"/> 1・2 級建築施工管理技士 【資格番号: 】 <input type="checkbox"/> 1・2 級電気工事施工管理技士 【資格番号: 】 <input type="checkbox"/> 1・2 級管工事施工管理技士 【資格番号: 】 <input type="checkbox"/> その他 ()		
上記について <input type="checkbox"/> 専任配置	<input checked="" type="checkbox"/> その他 (第二種○○○工事士 △△県 第××××号)		
該当する項目にチェックをしてください。	<input checked="" type="checkbox"/> (3) 年以上の実務経験 (建設業法第7条2号 (イ・ロ) 該当) ※実務経験による主任技術者を配置する場合は、別紙2の「主任技術者経歴書」を提出すること		

経営業務の管理責任者の氏名 (建設業法第7条)	△△ △△
営業所における専任の技術者の氏名 (建設業法第15条)	□□ □□

※1 建設業許可の申請・変更等の届出の時に提出している「経営業務の管理責任者証明書 (様式第7号)」及び「専任技術者証明書 (様式第8号 (1) 又は (2))」もしくは「専任技術者一覧表 (様式第1号別紙4)」の副本の写しを添付すること。

※2 当該工事に求められる資格及びその登録番号を記載し、これを証するものの写しを添付すること。また、監理技術者の配置を要する場合は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習を修了したことを証明するものを有する者であること。

(例)	<input type="checkbox"/> 技術検定合格証明書 (写)	<input type="checkbox"/> 監理技術者資格者証 (写) (表・裏)	<input type="checkbox"/> 監理技術者講習修了証 (写)
-----	--	--	---

※3 当該工事の請負代金額 (消費税及び地方消費税を含む。) が 3,500 万円以上 (建築一式工事 7,000 万円以上) の場合は、申請日 (一般競争入札 (制限付一般競争入札を含む。)) 及び公募型指名競争入札に付す場合にあっては入札公告又は公示文に定める日。指名競争入札に付す場合にあっては入札の執行日。以下同じ。) 現在で常勤の自社社員であり、かつ3か月以上の恒常的な雇用関係を有する者であることを証するものの写しを添付すること。

(例)	<input type="checkbox"/> 標準報酬決定通知書 (写)	<input type="checkbox"/> 雇用保険における被保険者証 (写)	<input type="checkbox"/> 市町村発行特別徴収税額通知書 (写) (特別徴収義務者用)
	<input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 (写) (所属会社が判るもの)	<input type="checkbox"/> 雇用保険における被保険者通知書 (写) (事業主通知用)	<input type="checkbox"/> その他公的書類で雇用が確認できる書類 (写)

* 当該技術者が後期高齢者医療被保険者の場合においては、大阪府の建設業許可申請時における常勤性確認書類を参考として、技術者の雇用関係が客観的に証明できる資料により確認を行うものとする。

※ 裏面の注意事項を必ず御一読ください。

(記入例)

社会保険に関する誓約書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

大阪市契約担当者 様

提出日を記入してください。

主たる営業所 (又は支店等) の所在地 大阪市港区弁天1-2-1-1300

商号又は名称 〇〇建設株式会社 大阪支店

代表者 (又は受任者) 役職・氏名 大阪支店長 〇〇 〇〇 (使用印)

私は、大阪市が建設工事における建設事業者の社会保険の加入促進に取り組んでいることを承知したうえで、次に掲げる事項を誓約します。

- 1 次の工事を受注するに際して、社会保険の法令で適用が除外されている保険を除き、事業主として全ての保険に適法に、私は加入しています。

Table with 2 columns: 加入している保険 (該当を☑チェックしてください。), 法令で適用が除外されている保険がある場合その理由 (該当を☑チェックし必要事項の記入をしてください。)

- 2 受注者となったときは、社会保険の法令で適用が除外されている保険を除き、事業主として全ての保険に適法に加入していない者を、一次下請のみならず、いかなる次数の下請人とするときは、大阪市指定様式において報告します。それに基づき、社会保険担当機関に大阪市が通報することも周知します。

- 3 本誓約書の記載事項が事実と相違するときは、いかなる措置を受けても、私は異議ありません。

※本書の社会保険とは、雇用保険法(昭和49年法律第116号)に基づく雇用保険、健康保険法(大正11年法律第70号)に基づく健康保険及び厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)に基づく厚生年金をいいます。 ※自らが「法令で適用が除外」に該当するかどうかを確認しようとするときは、健康保険及び厚生年金保険については、日本年金機構(年金事務所)に、雇用保険については、厚生労働省(公共職業安定所)に、問い合わせてください。

(記入例)

社会保険等に関する誓約書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

大阪市契約担当者 様

提出日を記入してください。

主たる営業所 (又は支店等) の所在地 大阪市港区弁天1-2-1-1300

商号又は名称 〇〇建設株式会社 大阪支店

代表者 (又は受任者) 役職・氏名 大阪支店長 〇〇 〇〇 (使用印)

私は、大阪市が建設工事における建設事業者の社会保険等の加入促進に取り組んでいることを承知したうえで、次に掲げる事項を誓約します。

- 1 次の工事を受注するに際して、社会保険等の法令で適用が除外されている保険を除き、事業主として社会保険等について、適法に加入しています。

工事名称: 〇〇〇建設工事

Table with 2 columns: 加入している保険 (該当を☑チェックしてください。), 法令で適用が除外されている保険がある場合その理由 (該当を☑チェックし必要事項の記入をしてください。)

- 2 受注者となったときは、下請負人(一次下請のみならず、全ての次数の下請人も含む。以下同じ)選定の際、社会保険等の法令で適用が除外されている保険を除き、事業主として社会保険等に適法に加入している者としす。

なお、社会保険等に加入していない者(以下「未加入者」)をやむを得ず下請負人とするときは、施工体制台帳等提出時に大阪市指定様式において報告します。それに基づき、社会保険等担当機関に大阪市が通報することも周知します。

さらに、未加入者が建設業許可業者の場合は、当該社会保険等への加入指導など、定められた期間内に適切な措置を取ることを誓約します。

- 3 その他、本件工事にかかる全ての下請負人が労働関係法令に違反しないよう、指導を行います。

- 4 本誓約書の記載事項が事実と相違するときは、いかなる措置を受けても、異議ありません。

※本書の社会保険等とは、雇用保険法(昭和49年法律第116号)に基づく雇用保険、健康保険法(大正11年法律第70号)に基づく健康保険及び厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)に基づく厚生年金をいいます。 ※自らが「法令で適用が除外」に該当するかどうかを確認しようとするときは、健康保険及び厚生年金保険については、日本年金機構(年金事務所)に、雇用保険については、厚生労働省(公共職業安定所)に、問い合わせてください。

(記入例)

誓約書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

提出日を記入してください。

大阪市契約担当者様

主たる営業所
(又は支店等)
の所在地 大阪市港区弁天1-2-1-1300

商号又は名称 〇〇建設株式会社 大阪支店

代表者
(又は受任者)
役職・氏名 大阪支店長 △△ △△ (使用印)

次の事項について、誓約します。

記

・当社が納付すべき大阪市税に係る徴収金（法人市民税、市・府民税[普通徴収]、市・府民税[特別徴収]、固定資産税・都市計画税[土地・家屋]、固定資産税[償却資産]、特別土地保有税、軽自動車税、事業所税、市たばこ税、延滞金）を※注）完納していること

・上記事実と相違する場合、当該工事にかかる認定を取り消されても、異議のないこと

※注）証券受託及び分納については、完納とみなしません。

(記入例)

誓約書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

提出日を記入してください。

大阪市契約担当者様

主たる営業所
(又は支店等)
の所在地 大阪市港区弁天1-2-1-1300

商号又は名称 〇〇建設株式会社 大阪支店

代表者
(又は受任者)
役職・氏名 大阪支店長 △△ △△ (使用印)

次の事項について、誓約します。

記

・当社が納付すべき大阪市税に係る徴収金（法人市民税、市・府民税[普通徴収]、市・府民税[特別徴収]、固定資産税・都市計画税[土地・家屋]、固定資産税[償却資産]、特別土地保有税、軽自動車税、事業所税、市たばこ税、入湯税、延滞金、重加算金、不申告加算金、過少申告加算金、滞納処分費）を完納[※]していること

・上記事実と相違する場合、当該工事にかかる認定を取り消されても、異議のないこと

注）証券受託及び分納については、完納とみなしません。

・延滞金について、地方税法及び大阪州市税条例の規定により計算した金額がかかりますので、納期限後に納付されている場合等は十分ご確認ください。
なお、納税証明書では延滞金の未納の有無は確認できませんのでご注意ください。

(記入例)

大阪市税に関する調査に対する承諾書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

大阪市契約担当者様

主たる営業所
(又は支店等)
の所在地 大阪市港区弁天1-2-1-1300
(登記上の本店 東京都千代田区日比谷公園1-3)
商号又は名称 〇〇建設株式会社 大阪支店

提出日を記入してください。

建設業許可上の主たる営業所と登記上の本店に相違がある場合又は支店登録の場合に記入が必要です。

代表者
(又は受任者)
役職・氏名 大阪支店長 △△ △△ (使用印)
(担当者名: ■■ ■■)
(連絡先電話番号: 06-4395-7151)

誓約書内容の確認のため、次のことを承諾します。

記

・入札書提出開始日の属する月の前々々月末日時点において納期が到来している大阪市税に係る徴収金(法人市民税、市・府民税[普通徴収]、市・府民税[特別徴収]、固定資産税・都市計画税[土地・家屋]、固定資産税[償却資産]、特別土地保有税、軽自動車税、事業所税、市たばこ税、延滞金)の納付又は納入状況及び申告状況を、大阪市が調査し、その調査結果を、

工事名称の審査、
契約事務及び確認に利用すること

当該工事の案件名称を記入してください。

(記入例)

大阪市税に関する調査に対する承諾書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

大阪市契約担当者様

提出日を記入してください。

主たる営業所
(又は支店等)
の所在地 大阪市港区弁天1-2-1-1300
(登記上の本店 東京都千代田区日比谷公園1-3)
商号又は名称 〇〇建設株式会社 大阪支店

建設業許可上の主たる営業所と登記上の本店に相違がある場合又は支店登録の場合に記入が必要です。

代表者
(又は受任者)
役職・氏名 大阪支店長 △△ △△ (使用印)
(担当者名: ■■ ■■)
(連絡先電話番号: 06-4395-7151)

誓約書内容の確認のため、次のことを承諾します。

記

・入札書提出開始日の属する月の前々々月末日時点において納期が到来している大阪市税に係る徴収金(法人市民税、市・府民税[普通徴収]、市・府民税[特別徴収]、固定資産税・都市計画税[土地・家屋]、固定資産税[償却資産]、特別土地保有税、軽自動車税、事業所税、市たばこ税、入湯税、延滞金、重加算金、不申告加算金、過少申告加算金、滞納処分費)の納付又は納入状況及び申告状況を、大阪市が調査し、その調査結果を、

工事名称の審査、
契約事務及び確認に利用すること

当該工事の案件名称を記入してください。